

令和4年度 厚生労働省への予算要望事項

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会

会長 澤村 愛

難病や障害で日常的にたんの吸引や人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」は推計で2万人以上いるとされています。登校する際に保護者の付き添いや、校内での保護者待機の為に、保護者が離職を余儀なくされることがあります。こうした状況を改善する為に超党派でとりまとめられた法案「医療的ケア児支援法」が6月11日の参議院本会議で全会一致で可決・成立されました。子ども達やその家族が全国津々浦々、どの地域に居住していても、子供にとって最適な学びの環境が与えられる事とそれを実現する為の適切な支援を受けられることは、私たちの喜びです。成立にあたりご尽力いただきました全ての方々へ、心からの感謝を申し上げます。私たち保護者も、自らの役割を理解し、子ども達が安心・安全に毎日の学校生活を積み上げていくことができるよう最大限の協力をしていきたいと思っております。

共生社会とはお互いを認めあいながら地域で暮らすという考え方です。日本だけでなく世界的なながれです。障害のある人々が安心安全に地域で暮らすことができるように、障害のある子ども達が誰一人取り残されることなく学校で学ぶことができるように、そして障害のある子どもがいる家庭においてもその保護者が、社会の一員として働くことができるように以下の事を要望いたします。

1 保護者代理人として訪問看護ステーションから人材派遣できるよう業務委託し、その費用を就学奨励費の対象としてください

・児童生徒は日々の学校教育を積み重ねることにより成長しています。肢体不自由校は人工呼吸器ユーザーや基礎疾患を有することから常時の医療的ケアや配慮を有する児童生徒が多数通っている学校です。医療の助けがあって、福祉の助けがあって初めて教育を受けることが叶います。校外学習や宿泊学習、新学期の校内での医療的ケア準備期間など、現在の学校看護師の勤務体系では埋められない場面が、学校生活の中には多々あります。家庭生活と学校生活はシームレスです。福祉の制度を使って作った靴や椅子を学校へ持ち込むように、マンパワーも持ち込ませてください。例えば、日常利用している訪問看護ステーションから人材を派遣できるように一部事業委託をして、常時の医療的ケアや配慮を必要としている児童生徒が家庭生活上で利用している訪問看護師さんを学校生活の中で利用できるようにしてください。このようにすることで対人接触を減らすこともでき、感染症拡大防止にもとても有効であると考えます。また、これを経済的支援の観点から就学奨励費の対象としてください。

・障害の重度重複化が進み、在宅で生活する障害児者が増えています。短期入所や緊急一時利用先に、普段家庭生活中で利用している訪問看護師を派遣できるようご検討ください。

2 卒後の生活環境の充実

・働く力のある肢体不自由者と雇用者側とを結びつける専門性のある「ジョブ・コーチ」を担える人材の育成をお願いいたします。

・働く力のある肢体不自由者が自立をするためにも、普段家庭生活中で利用している訪問看護師や介助者をそのまま継続して就労時にも利用したり、通勤時における移動支援の制度を利用できるようをお願いいたします。更に、オンラインによる雇用の促進をお願いします。

・卒業生の大多数は生活介護施設へ進みます。看護師さんやバスの送迎などの環境が整った生活介護施設へ自宅のPCを持ち込み、学校で培った学びやPC作業のスキルを活かしたオンラインによる在宅就労ができるようにしてください。医療的ケアのある児童生徒の卒業後の活躍の場となります。

・卒業後も安心して地域で生活できるよう、「相談支援事業」のさらなる充実と専門性のある相談員の育成をお願いいたします。あわせて保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者をはじめとする支援者が、情報を共有し、共通した目標をもつことができるシステムの構築をお願いいたします。拡大版母子手帳、サポートブック、個別の支援計画等を導入・活用した継続的なネットワーク型の支援をお願いいたします。

3 保護者が新型コロナウイルスに感染した時の支援と今後の体制の構築

・保護者が新型コロナウイルスに感染し入院治療が必要な時は、治療に専念しなければなりません。しかし保護者の不在は、重度の児童生徒への介護の空白を生じさせてしまうことになり、命に直結する深刻な事態を引き起こします。すべてに優先して、すぐに児童生徒を医療機関へ入院（重心の緊急一時を含むことができるように）させてください。

・一人親の場合はすぐに、児童生徒を短期入所させてください。

・更にアフターコロナにおいて、いかなるパンデミックがおきたとしても、保護者が安心して治療に専念できるようなシステムの構築をお願いします